

赤穂市健康増進計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に基づく「市町村健康増進計画」及び食育基本法（平成17年法律第63号）第18条に基づく「市町村食育推進計画」について、本市の総合計画や地域福祉計画等との関連性を図りつつ、国・兵庫県が示す計画策定の基本指針に基づき、本市の食育を含めた健康増進の方向性を示し、誰もが明るく生きがいを持って生活ができるよう、市民の健康増進を図るための赤穂市健康増進計画を策定するため、赤穂市健康増進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置することを目的とする。

(所管事項)

第2条 委員会は、赤穂市健康増進計画の策定に関する事項について審議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、保健医療関係機関若しくは食育活動関係機関の代表者、識見を有する者、公募市民等の中から、市長が委嘱する。

(委員長等)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長の選任は、委員の互選による。

3 委員長は、この委員会を代表し、会務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、市長が委嘱した日から令和5年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、全ての委員を委嘱後の最初の委員会は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は公開とする。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(検討部会の設置)

第8条 委員会が必要と認めるときは、委員会に、検討部会を設置することができる。
(庶務)

第9条 委員会の庶務は、保健センターにおいて処理する。
(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。